

「(仮称)鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案概要

1 背景

市では、平成26年2月定例会で採択された「トレイルラン規制の条例化についての陳情」※について、ハイキング愛好団体、トレイルラン愛好団体と協議、意見交換を行うとともに市の顧問弁護士へ相談するなど、陳情の主旨を考慮し、「禁止」や「規制」を前提とした条例案を検討してきました。しかしながら、ハイキングコースでの「禁止」や「規制」を行う条例を制定しても、そのエリアが広範囲にわたるため監視が困難であることから条例の実効性を担保することが出来ないため、「禁止」や「規制」を目的とした条例の制定は妥当ではないと判断しました。

一方、街中では食べ歩きや自動車が往来する車道上での撮影行為など、ハイキングコース以外でも様々な場面でマナーの呼びかけが必要となってきた状況です。

こうした状況を踏まえ、特定の場所を対象とするのではなく、「行為」に着目し、ハイキングコースを含む市内全域に適用するマナーの遵守を促す条例を制定しようとするものです。

※本市のハイキングコースにおけるトレイルランニング愛好家の増加に伴い、ハイカーが接触による滑落、転倒事故等の危険にさらされているとして、ハイキングコースにおける走行の全面禁止、ランナー専用道の新設などを求めたもので、平成26年3月5日に採択されました。

2 条例の趣旨及び目的

この条例は、市内の公共の場所における主に滞在者のマナー向上による良好な環境の保全及び向上を目的としており、誰もが「住んでよかった、訪れてよかった」と思える成熟した観光都市の実現を図るものです。

条例の中では迷惑行為を規定し、市、市民、事業者及び滞在者がいずれも公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努めます。

☆公共の場所における迷惑行為として位置づける項目

①土地所有者や管理者の許可無く行う次に掲げる行為

- 車両が通行する道路上で立ち止まって撮影を行うこと。
- 線路の側等危険な場所で撮影を行うこと。
- むやみに竹木を伐採したり、植物を採取したり、傷つけること。
- 火気を使用すること。
- 看板を設置すること。
- 山道等の狭い場所や混雑した場所で、走りながら歩行者を追い越し、又は、すれ違いを行うこと。
- 山道等の狭い場所や混雑した場所で、走行タイムを競う競技会等を開催すること。

②次に掲げる行為

- 山道等の狭い場所や混雑した場所へ、自転車、バイク等の車両で歩行者に危害をおよぼすような乗り入れを行うこと。
- 他者の衣類を汚す恐れのあるような狭い場所や混雑した場所で、歩行しながら飲食を行うこと。

3 用語定義

条例では、用語を次のように定義します。なお、例年市が開設する海水浴場については、鎌倉市海水浴場のマナーの向上に関する条例で禁止行為を定めていることから、本条例の公共の場所の定義からは除くこととしています。また、都市公園についても鎌倉市都市公園条例の中で、行為の禁止や行為の制限を定めており、同様に本条例の公共の場所の定義からは除きます。

市民	市内に居住する者
事業者	市内で事業活動を行うもの
滞在者等	観光旅行者、市内に通勤又は通学をする者、その他市内に滞在し、又は市内を通過する者
公共の場所	海岸、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入りする屋外の場所のうち、材木座海水浴場、由比ガ浜海水浴場及び腰越海水浴場及び都市公園を除いた場所

4 責務について

市、市民、事業者、滞在者の責務を明らかにすることにより、良好な環境の保全及び市民等の快適な生活環境を保持することを目的とします。

市の責務	公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上のため市民、事業者、滞在者等に対する意識の啓発を図り、必要な施策を実施する。
市民の責務	公共の場所における迷惑行為を行わないように努めるとともにマナーの向上を推進するため、市が行う施策に協力するよう努める。
事業者の責務	公共の場所における迷惑行為の防止及びマナーの向上に努め、従業員に対する意識の啓発に努める。また、市の施策に協力するよう努める。
滞在者等の責務	公共の場所における迷惑行為を行わないよう努めるとともに、市の施策に協力するよう努める。

5 【参考】他の条例で規定されている禁止行為について

本条例で迷惑行為として挙げているもの以外で本市の他の条例で禁止行為として規定されているものについては、本条例の中で迷惑行為として掲げません。

- 例 ごみのポイ捨て：鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例で禁止
路上喫煙：鎌倉市路上喫煙の防止に関する条例で禁止
深夜花火：鎌倉市深夜花火の防止に関する条例で午後10時～翌朝6時禁止
自転車放置：鎌倉市自転車等の放置防止に関する条例で禁止
落書き：落書き防止条例で禁止

※ 具体的な内容については、「（仮称）鎌倉市観光等マナーの向上に関する条例」素案及び内容説明のとおりです。